



令和8年度版



伊方町補助金一覽

第2弾!!

- ◆ 福祉 ◆ 介護保険 ◆ シニア期 ◆ 国民健康保険
- ◆ 事業者・法人・各種団体向け ◆ 第一次産業全般
- ◆ 漁業関係 ◆ 畜産関係 ◆ 農業関係
- ◆ 有害鳥獣駆除関係 ◆ その他



地域調査研究等
事業の様子





いーチャシ（創業・起業
支援事業）を活用し、
古民家をシェアハウスに
改装
※イメージ



福祉関係

※応募期間は随時となっております


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	児童発達支援利用補助	児童発達支援通所者の利用者負担額を町が負担	利用者負担額 10/10	
2	障害者自動車改造費助成	身体障害者が自動車改造をする際の費用助成	1台：上限10万円	
3	更生医療給付金	人工透析等医療費	医療費の9割を負担。所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
4	補装具給付費	障害者用補装具給付費	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担) 所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
5	更生訓練費等給付金	就労移行支援	【訓練のための経費】15日以上通所の場合 3,150円、15日未満通所の場合 1,600円 【通所のための経費】1日単価 280円	
6	障害者自立支援給付費	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、相談支援給付費等、特定障害特別給付費	費用の9割を国・都道府県・市町村が分け合って負担 非課税世帯（保護者の属する住民基本台帳での世帯）は、個人負担額なし	
7	重度身障日常生活用具給付	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行う事業（特殊寝台・T字状・棒状のつえ・電気式たん吸引器・人工喉頭・ストマ用装具・住宅改修(手すり等)	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担) 所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
8	障害児通所支援給付費	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等	費用の9割を国・都道府県・市町村が分け合って負担 非課税世帯（保護者の属する住民基本台帳での世帯）は、個人負担額なし	
9	育成医療給付費	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
10	障害者訪問入浴事業	自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に、訪問入浴により居宅で入浴サービスを提供する事業	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担)	
11	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対し外出のための支援を行う事業	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担)	
12	日中一時支援事業	障がい者等の家族及び障がい者等を日常的に介護している者に一時的な休息を提供する事業	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
13	療養介護医療費	病院などの医療機関に入院している方に対して、機能訓練・療養上の管理・看護・食事・入浴・排泄・着替えなどの介助日常生活上の相談や支援を行うサービス	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
14	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費助成	保険適用内の個人負担分	
15	若年がん患者在宅療養支援事業	国の補助制度のない若年がん患者が在宅で療養する際の支援制度対象経費 訪問介護、福祉用具貸与サービス利用料等	補助率1/2 上限額 60,000円/月	
16	心身障害者福祉給付金	支給対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び保健福祉手帳をお持ちの方で、7月1日現在町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている方を対象。毎年7月に支給	身体障害者手帳1.2級、療育手帳判定記録A：20,000円 身体障害者手帳3.4級、療育手帳判定記録B、精神保健福祉手帳1,2級：17,000円 身体障害者手帳5.6級、精神保健福祉手帳3級：15,000円	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
17	軽度・中等度難聴者補助器購入費用補助金	聴力機能低下により日常生活に支障が見られ、家族等とのコミュニケーションがとりにくい方に対して、円滑なコミュニケーションがとれるよう補聴器購入費の一部を助成	購入費用の1/2 上限50,000円	
18	地域商品券発行基金積立金(健康ポイント)	町民の健康づくり促進のため、健診受診等によりポイントを貯めた方へ、貯めたポイント数に応じた伊方町地域商品券を特典配布	10ポイント：1,000円(伊方町地域商品券) 20ポイント：2,500円(伊方町地域商品券)	
19	骨髄バンクドナー等助成	公益財団法人骨髄バンク骨髄事業で骨髄等を提供したドナーに対して助成	入院の日数に2万円を乗じて得た額。ただし14万円を上限	
20	がん患者医療用ウィッグ等助成事業	がん治療に伴う外見の変化による悩みを抱えるがん患者に対し医療用ウィッグ、乳房補装具の購入費用の一部を助成	購入費の1/2に相当する額で30,000円を上限	

◆ 介護保険

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	緊急通報装置設置等助成事業委託	一人暮らし高齢者等の緊急通報装置設置費用と利用料を助成	設置費用11,000円(町民税課税世帯5,500円) 月額利用料5,500円(生活保護世帯5,500円、町民税非課税世帯5,000円、町民税課税世帯4,500円)	随時	
2	福祉用具購入補助	入浴や排泄等に使用する福祉用具を購入した費用に対し、介護給付費から支給	7割～9割に相当する額を支給	随時	
3	住宅改修費補助	手すりの取り付けや段差の解消等のため住宅を改修する費用に対し、介護給付費から支給	7割～9割に相当する額を支給	随時	
4	高額介護サービス費補助	居宅及び施設においてサービス費の自己負担額が著しく高額になった場合、一定額を超えた分について支給	介護サービス費の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた額分を支給	支給申請書が届いてから1ヶ月以内	
5	高額医療合算介護サービス費補助	医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度	医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担合算額が、各所得区分に設定された限度額を超えた場合に、限度額を超えた額を支給	支給申請書が届いてから1ヶ月以内	
6	認知高齢者等見守り支援事業	GPS端末の無料貸出し	加入料金4,950円/台、充電器2,750円/個基本料金1,320円月×12ヶ月	随時	
7	地域介護予防活動支援事業補助金	居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を送ることを支援するボランティア団体、地縁組織、NPO法人等が1年以上継続して対象事業を実施するもの	初期整備費に係る補助金交付(工事費、備品購入費等) 運営費に係る補助金交付額(運営時間、参加人数による)	随時	
8	家族介護用品支給事業	介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等)を現物を現物支給	年額75,000円を上限	随時	
9	寝たきり老人等介護手当	在宅の寝たきり老人及び重度の認知症老人を抱える介護者に対し介護手当を支給	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下：月額1万円 それ以外：7千円	随時	


◆ シニア期






番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	高齢者健康増進事業	高齢者の健康増進を目的に温泉優待券5回分及び地域商品券を配布	温泉優待券5回分（単価600円分）、地域商品券3,000円分	町から支給	
2	長寿祝金支給事業	満80歳以上の高齢者に長寿祝金（地域商品券）を支給	満80歳～86歳 5,000円分 満87歳以上 10,000円分	敬老行事で配布	
3	高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金	高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許の自主返納を支援するため交通利用券又は地域商品券を配布	3年を限度として、年15,000円分の交通利用券又は地域商品券	随時	
4	介護予防住宅改修事業助成	65歳以上の前年度所得税非課税世帯に属する者であって要介護認定を受けておらず、本事業の補助を受けることが適当であると認められたものへ助成	1世帯1回限りで、事業費上限20万円、補助率2/3	随時	
5	はり、きゅう、マッサージ施術費給付金	健康維持増進と福祉の向上を図るため、指定施術所ではり・きゅう・マッサージの施術を受けた方に施術費を助成	満年齢40歳から64歳 800円 満年齢65歳以上 1,500円 ※年間24回を上限（窓口にて利用券を配布）	随時	
6	寝たきり老人等介護手当	寝たきり等の高齢者を介護している方に、積極的な支援を行いその労をねぎらうために介護手当を支給	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合月額 10,000円、超える場合は月額 7,000円	随時	
7	配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認や相談助言を行い、関係機関への情報提供を行う。週1～3回 1食500円	食事の調理及び材料費にかかる費用のうち利用者負担金を除いた額	随時	
8	地域福祉事業	紙おむつ等配布（介護保険対象外に支給） 社会福祉協議会事業	紙おむつ等配布 8/10 上限1万2千円分	随時	
9	生活管理指導員派遣事業	要介護状態への進行予防のため、生活管理指導員を派遣し日常生活に対する指導・支援	派遣期間 原則3ヶ月以内 利用料 1割負担 300円/h	随時	


◆ 国民健康保険 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額
1	療養給付費	一般被保険者の自己負担分を除いた保険者負担分を国保連合会を通じて医療機関等に支払う	7割～8割
2	検診補助金	がん検診に対する補助金	胃がん・大腸がん検診：500円、肺がん検診：300円




◆ 事業者・法人・各種団体向け ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	民間賃貸住宅整備支援補助金	良質な賃貸住宅の供給拡大を図り、若者や子育て世代などの移住定住を促進するため、町内において民間賃貸住宅（共同住宅、店舗併用共同住宅等の複合住宅）の建設、改修を行う者に対して助成	（新築）事業費の1/10 上限1,000万円 （リフォーム）事業費から200万円を除いて1/10 上限500万円	


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
2	新規事業・事業継続 チャレンジ支援事業等補助金 (イーチャレ)	町内での新たなビジネスの立ち上げ、事業継続及び地域づくり事業の支援	①創業・起業支援事業：補助率：1/2 上限額：2人以上雇用300万円、1人雇用200万円、雇用無し100万円 (雇用は町内に住所を有する常勤者とする) ②事業継続支援事業：(事業費-100万円)×1/2 上限300万円 ③地域づくり支援事業：補助率：3/4 上限額：100万円(ソフト事業)、200万円(ハード事業) ④雇用促進事業：町内の事業所等が新たに町内者を常勤で1年以上雇用した場合、1人につき25万円以内、年間上限額1社100万円	
3	企業誘致奨励金	町内に事業所を新設した企業(事業開始に伴う投下固定資産額500万円以上新たな常用雇用従業員3人以上)に対して奨励金を交付	・固定資産税の全額減免(最長3年度分) ・開業時奨励金(取得資産額の1/10、上限3,000万円) ・雇用促進奨励金(50万円/人、5年総額1,500万円) ・ランニングコスト奨励金 (ガス・上下水道使用料の1/2、上限400万円/年、5年間限度) ・情報通信関連企業等奨励金 (事業所や機器の賃貸料・通信料の年額1/3、3年総額3千万円)	
4	中小企業振興資金利子補給	伊方町内の中小企業を営んでいる個人又は法人で下記の融資を受けている者を対象に、毎年1月1日から12月31日までの1年間の融資額の支払利息を助成 ・伊方町中小企業振興資金融資条例の規定による融資 ・国民生活金融公庫の行う普通貸付及び経営改善貸付に係る融資 ・愛媛県の行う中小企業振興資金融資制度に係る融資 ・愛媛県商工会連合会の行う商工貯蓄共済制度のあっせんに係る融資	毎年1月1日から12月31日までの1年間の融資額の支払利息 (中小企業振興資金利子補給の対象となった資金に利子補給率を乗じて得た金額)を助成(融資額500万円を上限とし、支払年率1%の5年間までの支払利息)	
5	買物弱者支援事業費補助金	伊方町内で移動販売を実施する事業者に対して移動販売車の購入や改造、運営に係る経費を助成	経費 1/2(車両購入・改造 上限150万円 運営費 燃料費1台あたり30万円又は経費1/2の低い方)	
6	体験プログラム利用促進 事業補助金	町の歴史、文化、自然環境、産業等に関連のある観光素材を活用し、体験指導者の案内及び指導により、体験サービスを提供する事業者を交付対象とし、その体験プログラムの利用者を対象に、体験プログラム利用料を助成	体験プログラム利用料の1/2に相当する額。 事業者認定日より1~3年目は上限1,000円、4~5年目は上限500円	
7	人材確保補助事業	町内の福祉事業所の人材確保及び定着促進を図るため ①伊方福祉事業所雇用創出事業補助金 人件費、受講費用、介護労働の従事に要する費用 ②伊方町福祉職員等家賃支援事業等補助金 新たに雇用する職員等に対し特別住宅手当を給付	①1人当たり上限50,000円 ②12万円	
10	地域イベント補助金	交流人口増加のためのイベントを対象として、イベントを実施するための経費を助成	補助金の交付対象は、町長が必要と認める経費(上限300千円)	
9	地域イベント補助金(冬季)	11月~2月の期間で開催されるライトアップ等、冬季イベント支援事業。交流人口増加のためのイルミネーション等設置に係る費用補助	補助金の交付対象は、町長が必要と認める経費(上限500千円)	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
8	一般廃棄物処分補助	町内福祉事業所における一般廃棄物処分費用に対する激変緩和措置	一般廃棄物の処分費用の2分の1の額を基本に、予算の範囲内で交付	
11	地域調査研究等事業支援補助金	大学等が町内を拠点に地域の調査研究又は地域振興に資する事業を実施し、町民を対象にその成果を発信する事業を対象とする 補助対象：消耗品費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費の経費	1研究事業あたり30万円上限(定額)	

◆ 第一次産業全般 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	近代化資金利子補給	(町と利子補給契約を締結する融資機関) 農業協同組合、漁業協同組合、銀行、信用金庫	(利子補給率) 1%以内 町内漁業者が町と利子補給契約を締結した融資機関より近代化資金・共同化資金を借り受ける場合、当該融資期間に対し利子補給金を交付	
2	農林漁業振興事業補助金	国や県の補助対象とならない農林漁業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整備する	・補助率：認定農業者1/2、その他の農業者1/3 漁協組合の正組合員1/2 准組合員1/3 ・補助上限：1件当たり50万円	
3	産業振興促進対策事業補助金	(1) 農林業団体が行う土地基盤整備事業 (2) 漁業団体が行う基盤整備事業 (3) 商工団体が行う基盤整備事業 (4) 各団体が行う技術者設置事業	事業内容により異なる	
4	新規就業者支援対策事業補助金	人口の減少、高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっていることから、農林水産業を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するため、研修経費及び就業経費の支援を行う	対象期間：開始から3年以内 補助金額：継承 50千円/月 独立 100千円/月	

◆ 漁業関係 ※応募期間は随時となっております



番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	新規漁業就業者育成強化事業	(初期費用支援) 新規漁業就業者の着業時の初期費用の軽減を図るため、新規漁業就業者が使用する漁船を取得する経費に対し助成 (漁業活動支援) 新規漁船漁業者の漁具費・燃料代等の漁業経費に対し助成する。 また、養殖業においては種苗等を購入する経費に対し助成	補助率：2/3 (初期費用支援上限：1,500千円、漁業活動支援上限：1,400千円。合わせて上限2,200千円)	
2	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	国の制度を活用し、水産業・漁村が有する「海の安全管理」、「環境・生態系保全」等の多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう漁業者等が行う活動を支援し、水産業・漁村の活性化を図る	補助率10/10 国70%、県15%、町15%	
3	漁業共済掛金補助	水産業を営む法人について、共済掛金の一部を助成し、異常の事象や不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害及び漁業経営の安定を図る	[補助額] 漁獲共済・養殖共済掛金の1/4 上限1,000千円	

◆ 畜産関係 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額
1	豚熱ワクチン支援事業補助金	令和3年8月6日に国から四国4県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定指定され、同年10月1日から家畜防疫員による豚熱ワクチン接種を開始	30円/頭の定額補助


◆ 農業関係


※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	労働力確保事業補助金	農業者の高齢化・農業就業人口減少に対応し、産地を維持していくためには、繁忙期の労働力確保と新規就農者の獲得は喫緊の問題であるため助成を行う	補助率：1,000円/人役	
2	果樹経営支援対策事業補助金	将来に渡り果樹農業の維持発展を図り、農業経営の安定化及び競争力のある産地づくりを目指す	補助率：7/10	
3	果実供給力強化支援事業補助金（旧未来型果樹産地強化支援事業補助金）	農作業の効率化及び安全確保を図るため、雨除けハウスや動力車等の補助を行う。	補助率：2/3	
4	農業次世代人材投資事業補助金	就農して間もない新規就農者の経営安定化を図るため、年間最大150万円を交付	対象期間：最大5年間 補助金額：3年目まで150万円/年 5年目まで120万円/年	
5	鳥獣害防止施設整備事業補助金	国の事業を受けられない農家が、鉄筋柵及び電気柵の導入を行った場合補助	鉄筋柵：補助率2/3、電気柵：補助率2/3	
6	農道開設補助金	農産物の生産性の向上を図るため、受益者が農道を開設する費用の補助 補助要件：3戸以上であること、距離100m以上、幅員2.1m以上 など	1,000円/m・生コン代等	
7	担い手総合支援事業補助金	新規就農者の募集、研修、及び就農時に必要な諸機材の整備に要する費用の一部に補助する。また、認定農業者に対する施設整備に要する費用の一部に補助	補助率：2/3	
8	短期研修参加助成金（Iターンサポート事業補助金）	Iターンで短期研修に参加する方への助成金	5日間/30,000円以内 10日間/60,000円以内	
9	研修者支援事業（Iターンサポート事業補助金）	Iターンで研修に参加する方への助成金	対象期間：2年以内 月額6万円（年額72万円）	
10	農業次世代人材投資事業協調補助	Iターン就農サポート事業	対象期間：2年以内、年額50万円	
11	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利益な地域における耕作放棄地の発生防止とその農地のもつ多面的機能の確保を目的として、農地管理者に対して直接支払いによる助成	各条件により助成単価あり	

◆ 有害鳥獣駆除関係

※応募期間は随時となっております







番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	捕獲隊支援事業補助金	有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、免許取得費用等の補助を行うことにより、有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、野生鳥獣による農作物等被害の軽減を目指す	狩猟免許取得・更新手数料補助、猟友会費補助 補助率：8/10	
2	銃砲所持許可支援事業	銃を所持するにあたり初期費用が多額にかかることから、一部を助成し新規取得者確保に努める 新規取得者に限り1丁目（1台目）に限り補助	銃の購入：1/2（上限3万円）、保管ロッカーの購入1/2（上限2万円） 銃砲所持許可申請に係る経費 10/10	
3	有害鳥獣捕獲対策補助金	有害鳥獣駆除への理解と協力を求めているが、捕獲に関しては様々な費用がかかるため捕獲頭数に対して補助	イノシシ・ホンジカ：単価1万円、カラス：単価千円 ヒトドリ：単価200円 タヌキ・ハクビシ・アマガマ：単価3千円	
4	鳥獣被害防止対策事業補助金	近年の野生鳥獣の個体数増加によって農作物被害が深刻化・広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じることで捕獲頭数の増加が見込め、農家所得の向上に繋がる	・箱わな：11万円 ・くくりわな：8千円 ・免許講習会：9千円 ・イノシシ捕獲経費（成獣7千円/頭） ・イノシシ捕獲経費（幼獣1千円/頭）	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
5	有害鳥獣被害防止対策事業補助金	緊急を要する場合に町単独事業でスピード感を持って対応 補助対象：防護柵整備費（鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）	補助率：1/2（上限10万円）	
6	有害鳥獣駆除活動事業補助金	有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、町からの連絡により現地調査等に出勤した場合の活動経費を補助	補助額：3千円/回（捕獲した場合は補助しない）	



その他

※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	アスベスト含有調査補助金	住宅・建築物の吹付け建材について行う、アスベスト含有の有無についての調査	対象経費の額、かつ、上限25万円	
2	情報発信事業補助金	町の特産品や文化財、風景などの素晴らしさを町内外に広く知ってもらうために成果物の作成や魅力の宣伝を行う事業に対して助成	1事業当たり5万円を上限	
3	自転車用ヘルメット購入補助金	搭乗中の事故による被害軽減を図るため自転車用ヘルメット購入の助成	1申請当たり上限3,000円	
4	猫不妊・去勢手術費補助金	飼い主のいない猫に対する不妊又は去勢手術費用の一部を補助	オス猫（去勢） 上限額：10,000円、 メス猫（不妊） 上限額：20,000円	
5	新エネルギー機器等設置費補助金	新エネルギー機器等（家庭用蓄電池、電気自動車）を設置した町民に対して助成	家庭用蓄電池：20万円 電気自動車：20万円	
6	花いっぱい運動推進事業	町内の公共地に花きの植栽を行う個人又は団体を対象者として予算の範囲内において花苗、種子又はプランターの購入に要する経費を助成	植栽1回につき上限100,000円 1個人又は1団体につき年2回を限度	
7	地域商品券（デジタル商品券）の販売	紙での等価での商品券販売と、顔認証を活用したデジタル商品券のチャージを実施。 デジタル商品券についてはチャージ金額の5%を加算	デジタル商品券のチャージ加算分は、1人当たり200千円上限の5%（10千円）	デジタル商品券について  商品券取扱店について 